

「市民・地域・市」一体となった 災害に強いまちを目指して

流山市地域防災計画 概要版



地域防災計画とは

計画の目的【共通】

地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、流山市に係わる災害から市民の生命・身体・財産を保護し、災害による被害を軽減することを目的として、市や防災関係機関が行うべき災害予防対策や災害応急対策、災害復旧対策を定めています。

令和5年度修正の方針【共通】

- 地震災害対策編と風水害等対策編に分割することで、災害対応業務をより明確化。
- 水防計画を風水害等対策編に編入し、地域防災計画と水防計画を一体化。
- アセスメント調査に伴う洪水被害想定の設定及び地震被害想定の時点修正。
- 実態に合わせた本市災害対策本部組織の見直し。
- その他、国や県の関係法令、本市条例改正や計画等を踏まえた内容の見直し。

計画の構成【共通】

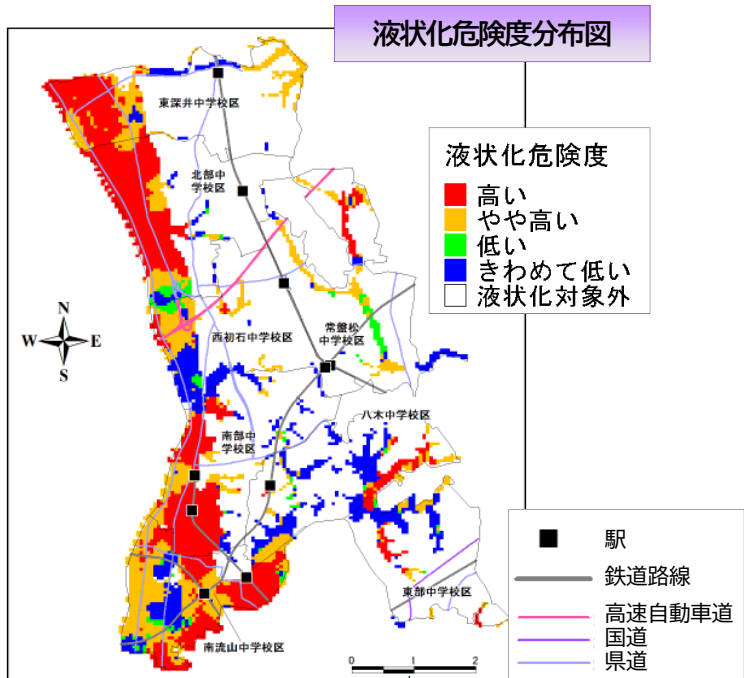
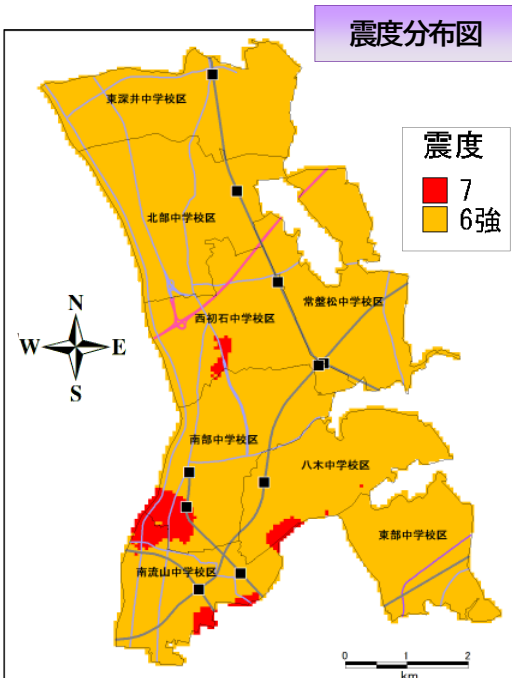
流山市地域防災計画は4編で構成し、それぞれ次の災害について定めています。

第1編 地震災害対策編	地震災害
第2編 風水害等対策編(水防計画含む)	水害、風害(台風、竜巻等)
第3編 大規模事故災害対策編	大規模火災、危険物等災害、航空機事故、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故
第4編 複合災害対策編	同種あるいは異なった災害が同時もしくは時間差で発生した災害 【例】「地震」+「水害」

想定される被害【地震】【風水害】

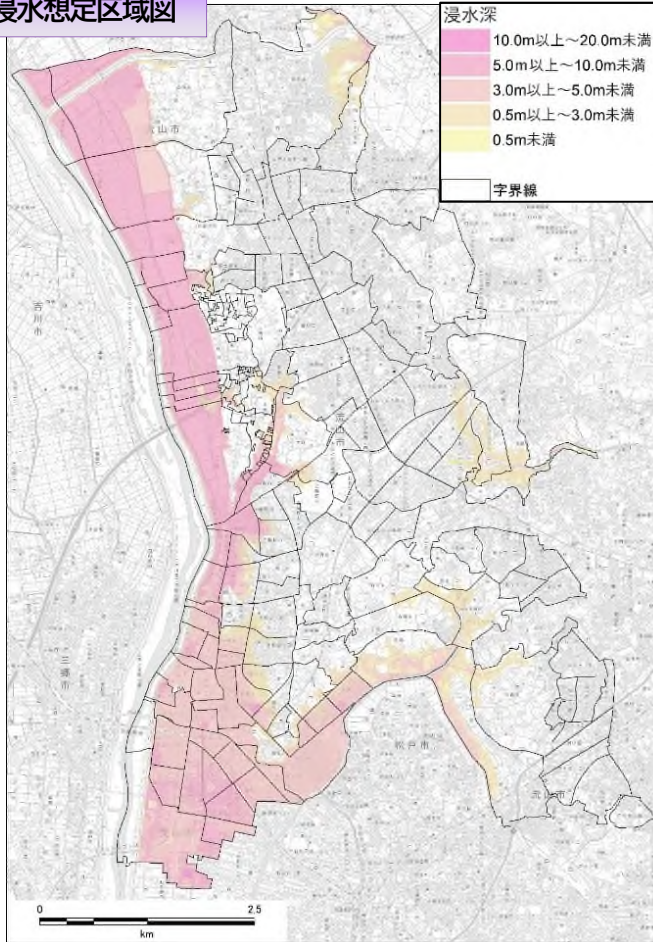
【地震】(流山市直下でマグニチュード7.3の地震が発生した場合の被害)

- 震度**は、市の広い地域で震度6強、さらに地盤の軟弱な地域では震度7が想定されています(左図)。
- 液状化危険度**は、江戸川沿いや市南西部の低地、市東部の小河川沿いなどで高くなっています(右図)。



【風水害】（市内河川（市管理準用河川を除く）の洪水による浸水想定区域）

浸水想定区域図



流山市では、利根川、江戸川、利根運河、坂川、坂川(放水路)、坂川・坂川(放水路)、北千葉導水路、新坂川、大堀川、今上落を対象とし、洪水浸水想定区域が指定されています。市内の各河川を合わせた洪水浸水想定区域（想定最大規模）に基づき、令和4年度及び令和5年度に実施した「流山市防災アセスメント調査」において、被害想定を行いました。市内河川(市管理準用河川を除く)の洪水浸水想定区域図（合図）は左図の通りです。

雨量や河川水位情報の入手先

- ・川の防災情報（国土交通省）
<http://www.river.go.jp/>
- ・江戸川の災害情報等（江戸川河川事務所）
<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/>
- ・千葉の雨量と河川の水位情報（千葉県）※
<http://suibo.bousai.pref.chiba.lg.jp/043-222-5460>（自動電話応答）

※市内に観測点がないため、音声ガイドに従い、観測点のある松戸市、野田市、又は柏市を選択してください。

複合災害（【地震】 + 【風水害】による被害の想定）

次のシナリオにおける複合災害を前提としています。

第1段階：豪雨により、河川の水位が上昇

第2段階：流山市直下の活断層によるM7.3の地震が発生

第3段階：地震により河川の堤防が決壊し、洪水の発生

自然現象等	豪雨により河川の水位が上昇 →	流山市直下の活断層によりM7.3の地震が発生 →	洪水の発生 → 降雨が続く
想定される被害		<ul style="list-style-type: none"> ・河川の堤防の決壊 ・火災の発生 ・急傾斜地の崩壊 ・ブロック塀の崩壊 ・住宅の倒壊 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水
市の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動 ・高齢者等避難を発表 ・避難指示の発令を検討中 		<ul style="list-style-type: none"> ・降雨の中での応急対策活動
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等一部住民は自主避難を開始 ・該当地区の多くの住民は避難を準備中 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震による人的被害の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの住民が浸水区域に取り残される

災害に対する備え（日頃から実施すること）

建物の耐震化・家具の固定 **【地震】**

阪神・淡路大震災では、8割が圧死！

平成16年版防災白書より

◇ 市のとりくみ ◇

ブロック塀等の倒壊防止対策

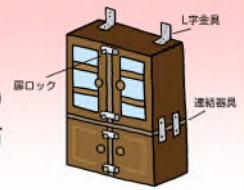
小学校の通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものにはブロック塀除却補助金制度を活用して、除却や改修の促進を図ります。



◇ 市民のとりくみ ◇

自宅・家の中の安全対策

住宅の耐震補強や家具の固定、ブロック塀等の転倒防止対策に取り組みましょう。



◇ 地域のとりくみ ◇

エレベーターにおける閉じ込め対策

エレベーターがある施設の所有者又は管理者の皆さんは、耐震性能の向上、地震時管制運転装置の設置、早期救出・復旧体制の整備等地震対策の普及・啓発等に努めていきましょう。

避難体制の整備 **【共通】**

避難について、家族と話し合おう！

◇ 市のとりくみ ◇

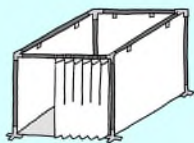
ペット対策

ペットとの同行避難ができるよう、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等防止のためのルールを作成及び同行避難訓練の実施に努めます。



プライバシー確保

間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努めます。



性暴力・DV防止の啓発

災害発生後、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ります。



避難所運営マニュアルの充実

要配慮者への支援、避難者のプライバシー確保、女性への配慮等に十分留意し、避難所での生活環境を良好なものとするため、多様な視点を避難所運営マニュアルに反映させます。

◇ 市民のとりくみ ◇

避難場所・避難所の確認

避難場所・避難所や、避難する道（避難路）を確認し、付近の危険箇所も把握しましょう。

また、家庭で防災の話し合いを行い、連絡方法や集合場所などを決めておきましょう。



ペット対策

飼い主の皆さんは、ペットとの同行避難や指定避難所での飼養に関する準備をしましょう。

◇ 地域のとりくみ ◇

避難行動要支援者の把握、避難所運営訓練の実施

地域内の高齢者や障がい者など、援護を必要とする方の居場所を確認して、避難誘導を速やかに行える体制を作りましょう。また、避難所運営訓練を行いましょう。

避難所における性暴力・DVの発生防止対策

避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず、安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めていきましょう。



食糧や飲料水の備蓄 【共通】

3日分の食糧や飲料水を備蓄しよう！

◇ 市のとりくみ ◇

様々なニーズへの対応

高齢者や乳幼児などの要配慮者や女性に配慮した品目など、様々なニーズが考えられるため、外部からも調達します。



物資輸送体制の整備

平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等、民間物流事業者等と連携する体制を整備します。

◇ 市民のとりくみ ◇

家庭での備蓄対策

最低3日分（可能であれば10日分）の食糧・飲料水・生活必需品の備蓄、非常持出品の準備を行いましょう。



◇ 地域のとりくみ ◇

物資の備蓄、自宅での備蓄対策の啓発

自主防災組織（地域住民が自主的に協力して防災活動を行う組織）などで食糧や飲料水、携帯蓄電池、毛布等の備蓄に努めましょう。また、家庭での備蓄を呼びかけましょう。

自主防災組織の活動 【共通】

阪神・淡路大震災では、『家族・近所の人に救出された』が8割！

平成22年版防災白書より

◇ 市のとりくみ ◇

協力体制の強化

資機材の整備に要する費用の補助金交付や災害コーディネーターの養成講座の活用等、共助の中核となる人材の育成など、体制の強化に努めます。

防災知識の普及・防災訓練の実施

年1回以上の訓練の実施を働きかけ、役割分担の明確化を重視し、訓練の実施を支援します。

また、市民向けの防災講座を行い、防災意識の向上に努めます。

◇ 市民のとりくみ ◇

自主防災活動への参加

自主防災組織に参加し、防災訓練や各種活動に積極的に参加しましょう。



◇ 地域のとりくみ ◇

自主防災組織活動の強化

地域で自主防災組織の結成に努め、地域の特性に合った備蓄品の整備や初期消火、被災者の救出・救護等の訓練を行いましょう。



火災への備え 【共通】

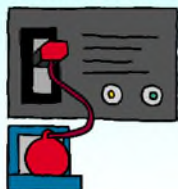
火災が燃え広がらないようにするために、まず初期消火！

◇ 市のとりくみ ◇

通電火災対策の普及啓発

通電火災を防止するため、停電時には安全が確認できるまで電気器具のプラグを抜き、特に長期避難などで自宅を離れる場合は、ブレーカーを落とすことについて普及啓発します。

また、感震ブレーカーや住宅用の火災警報器の設置及び維持の徹底を図ります。



◇ 市民のとりくみ ◇

出火時の対策

- 次の対策を行いましょう。
- 消火器の準備、使用方法の確認
- お風呂の水のためおき
- 住宅用の火災警報器の設置



◇ 地域のとりくみ ◇

初期消火態勢の整備、訓練の実施

消火器や水バケツ等の消火資機材を備え、問題なく使用できるよう日頃から訓練を行い、初期消火態勢を整えましょう。



土砂対策【共通】

周辺の危険箇所・危険区域を確認しよう！

◇ 市のとりくみ ◇

危険箇所の実態調査及び防災パトロール強化

土砂災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に止めるために、事前措置として危険箇所についての地形、地質、地下水、立木、排水施設の状態及び土砂災害が生じた場合の付近の建物に及ぼす影響等を調査するほか、防災パトロールを実施します。

土砂災害ハザードマップの公表

土砂災害は大きく分けて、「がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）」、「地滑り」、「土石流」の3種類ありますが、市の一部では、「がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）」の危険性があります。

該当する地域については、県及び市ホームページで公表しています。また、市役所・出張所では、ハザードマップの配布も行っています。

◇ 市民のとりくみ ◇

危険箇所の把握

土砂災害ハザードマップで自宅周辺や避難路が土砂災害警戒区域[※]や土砂災害特別警戒区域[※]に指定されていないか確認しましょう。



◇ 地域のとりくみ ◇

防災マップの作成

避難場所・避難所や避難路、地域の危険箇所等を記載した防災マップを作成し、地域住民に配布して危険箇所について呼びかけましょう。

[※]土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域であり、危険の周知や警戒避難体制の整備が行われます。

[※]土砂災害特別警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

水害対策【風水害】

周辺の危険箇所・危険区域を確認しよう！

◇ 市のとりくみ ◇

洪水ハザードマップの公表

利根川、江戸川、利根運河、坂川、坂川（放水路）、北千葉導水路、新坂川、大堀川、今上落が大雨によって増水し、氾濫した場合に危険が予想される区域を示した洪水ハザードマップ（令和2年9月作成・令和5年9月追加）を作成し、市ホームページで公表しています。



QRコード→



内水ハザードマップの公表

過去10年程度（平成20年度、平成25年度～令和4年度10月末まで）の台風、集中豪雨および局地的大雨により、発生した道路冠水等の浸水履歴を基に作成した内水ハザードマップを作成し、ホームページで公表しています。



QRコード→



◇ 市民のとりくみ ◇

危険箇所の把握

洪水・内水ハザードマップで日頃から最寄りの避難所や道路冠水等の履歴箇所や危険のある場所を確認し、万が一の場合に備えておきましょう。



リーフレット「水害から『命』を守るためにあなたへ伝えたいこと」の確認

市の洪水ハザードマップで浸水が予想される地域にお住まいの方に、配布しています。リーフレットの内容をご家族で確認してください。



QRコード→



◇ 地域のとりくみ ◇

要配慮者施設の避難確保計画の作成

地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、当該地域の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する計画の作成が義務付けられています。

災害応急活動（災害発生後に実施する活動）

市の態勢【共通】

大規模な災害が発生した場合は、「**流山市災害対策本部**※」を設置して、災害応急対策活動を行います。

また、市だけでは災害応急対策活動が十分に行えない場合は、県や自衛隊、緊急消防援助隊、災害時応援協定締結自治体等に応援要請を行い、人員や資機材を確保して態勢を整えます。

※災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合には**災害対策本部**を設置しますが、そこまで至らない場合で、集中豪雨等による市内中小河川の氾濫や低地での内水氾濫で被害が発生した場合は、**水防本部**を設置し、対策活動を実施します。

情報の伝達【共通】

◇ 市のとりくみ ◇

情報の収集、市民への伝達

災害時には、避難情報や被害情報などは、下枠の「情報伝達の方法」で市民への広報を行います。

情報伝達の方法

- ▶ テレビ、ラジオ
- ▶ 防災行政無線、広報車
- ▶ Yahoo!防災速報、市ホームページ、流山市公式LINE、流山市安心メール、X（旧Twitter）、エリアメール・緊急速報メール、広報紙、掲示板
- ▶ 自主防災組織との協力 など

※Yahoo!防災速報への登録：
右のQRコードからアクセスしアプリをダウンロードして下さい。

◇ 市民のとりくみ ◇

正確な情報の収集

市の『公式LINE』に登録して、いざという時に市から正確な情報が入手できるようにしましょう。スマホをお持ちの方は、Yahoo!防災速報のホームページまたは、右のQRコードを読み取ってアプリをダウンロードしてください。



◇ 地域のとりくみ ◇

情報伝達活動

地域住民への情報伝達の際は、高齢者や障がい者へは直接声をかけるなど、きめ細やかに対応しましょう。

消防・医療活動等【共通】

◇ 市のとりくみ ◇

消防活動・水防活動

消防本部と消防団が連携して消防活動や水害のおそれがある場合、水防活動を行います。



医療活動

避難所及び在宅避難者の健康状態等の把握、エコノミー症候群の予防、療養相談、精神保健相談（こころのケア）、栄養相談等のため、三師会と連携して保健師等による巡回健康相談を行います。



◇ 市民のとりくみ ◇

自主防災組織への協力

自主防災組織が行う初期消火活動や救助活動に積極的に協力しましょう。

◇ 地域のとりくみ ◇

初期消火活動、救出・救助活動

火災発生ときは、初期消火活動を行い、救出・救助の支援や負傷者の応急手当を行います。

食糧・飲料水・物資の提供【共通】

◇ 市のとりくみ ◇

食糧・飲料水・生活必需品等の物資提供

食糧の調達時は、高齢者や乳幼児、アレルギー疾患患者等に配慮します。

物資配布時には女性スタッフを配置し、生理用品、女性用下着等は、女性による配布とするよう努めます。



◇ 市民のとりくみ ◇

備蓄物資等の活用

家庭で備蓄している物資や普段使っているものを活用しましょう。

◇ 地域のとりくみ ◇

物資配布、炊出し

物資の配布や炊出しに協力しましょう。



避難情報と風水害時の避難行動 【風水害】

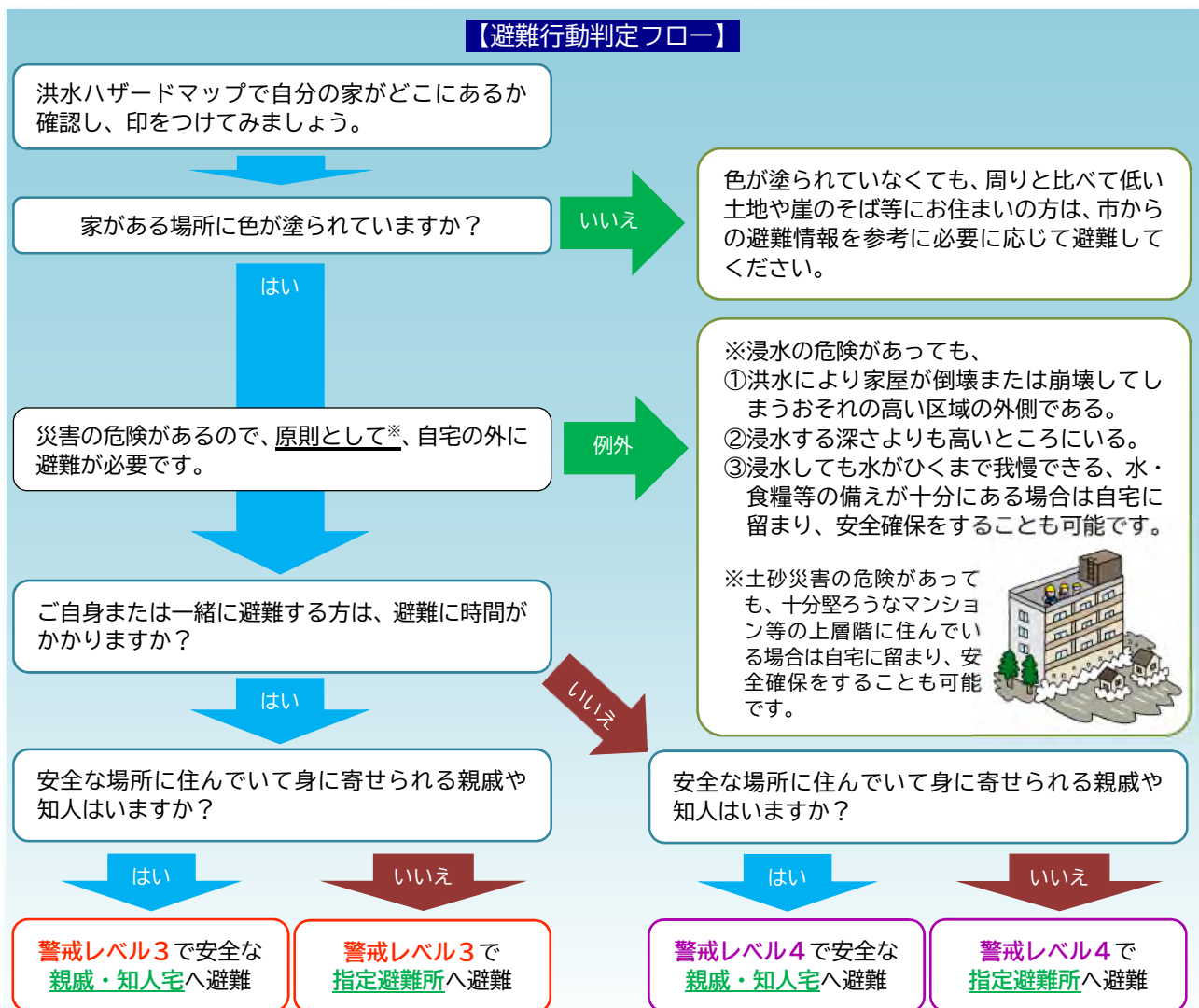
避難情報

市は、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に、その状況に応じて適切な高齢者等避難の発令や避難指示をします。情報の発信は災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動について警戒レベルを用いて5段階に分け、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達します。

発令者	警戒レベル	種類	内容
気象庁	警戒レベル1相当	早期注意情報	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
	警戒レベル2相当	大雨・洪水注意報	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握
流山市	警戒レベル3	高齢者等避難	高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
	警戒レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難（立退き避難または、屋内安全確保）する。
	警戒レベル5	緊急安全確保	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

風水害時の避難行動

風水害時に備えてハザードマップと共に、下にある「避難行動判定フロー」を確認しましょう。



● 避難場所・避難所について

場 所	指定緊急避難場所	広域避難場所	指定避難所
役 割	災害発生後の緊急時に一時的に避難する場所です。	大規模火災時など、災害が拡大し、避難場所が危険になった場合に避難する場所です。	災害により、建物の倒壊・焼失等で住居の使用が困難となった住民を受入れ、臨時に生活できる施設です。
指定場所	都市公園や緑地、小・中学校等のグラウンド	流山市総合運動公園	総合体育館、公民館、福祉会館、小・中学校や保育所等

● 避難所の運営、在宅・車中泊・テント泊避難者への支援

市・地域・市民が一体となった避難所運営

- 避難所運営体制の確立、避難所生活ルールの作成
- 食糧、飲料水等の配給、炊出しの実施
- 物資の仕分け、配布への協力
- 災害時要援護者の支援
- 防犯パトロールの実施 など

避難所の役割

- 食糧や飲料水、生活必需品等の配布
- 避難生活の支援
- 被害状況、復旧等の情報の提供
- 生活相談（移動巡回相談）等の実施 など

避難所や避難生活における課題への対応

- プライバシー保護への配慮
- 災害行動要支援者への支援
- 女性への配慮（着替え・授乳・物干しスペースの確保、女性向け物資の備蓄等）
- ペットの同行避難への対応（各避難所でのルール化が望ましい）
- 避難生活の中・長期化への対応（入浴・洗濯支援、感染症対策など）
- 在宅・車中泊・テント泊等の被災者への物資の配布・情報提供
- 車中泊の被災者へのエコノミークラス症候群予防の健康相談や保健指導 など



災害行動要支援者対策 【共通】

◇ 市のとりくみ ◇

福祉避難所の設置

協定を締結している社会福祉施設に要請し、「福祉避難所」を確保して、介護が必要な災害時要支援者の受け入れを行います。



個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めます。

◇ 避難行動要支援者自身のとりくみ ◇

避難行動要支援者への安否の連絡

災害発生時には、ご自身で自分の身を守ることに、また、支援者に対して自分の安否や、支援が必要かどうか連絡するように努めましょう。

地域で助け合える関係づくり

日頃から隣近所に顔を知ってもらい、地域で助け合える関係づくりに努めましょう。

◇ 地域のとりくみ ◇

災害行動要援護者の安否確認・避難誘導等

災害時には、隣近所にお住まいの避難行動要支援者に声をかけ、安否確認や避難の支援を行いましょう。

帰宅困難者対策【地震】

◇ 市のとりくみ ◇

基本原則の徹底

大地震が発生した場合、駅周辺等で多くの帰宅困難者が発生するおそれがあります。そのため、「むやみに行動しない」という基本原則を徹底し、一斉帰宅の抑制を図ります。

情報の提供

交通情報や市内の被害状況、駅周辺の避難所情報について、市ホームページや安心メール、X(旧 Twitter)等で情報提供を行います。

◇ 地域のとりくみ ◇

帰宅困難者の避難誘導への協力

駅周辺に滞留している帰宅困難者を近隣の避難所に誘導する活動に協力しましょう。

◇ 市民のとりくみ ◇

むやみに行動しない

大規模地震が発生した場合は、鉄道等が運休し、市外の職場や学校にいる方はすぐに帰れなくなります。その場合は、むやみに行動せず、職場や学校にとどまりましょう。

伝言システムの活用

家族等の安否確認には、「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板サービス」などを活用しましょう。

ステッカー



災害時徒歩帰宅者支援ステーションの利用

ステッカーを掲示しているコンビニ等が「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」として情報提供や一時休憩所、飲料水やトイレの提供を行っているので利用しましょう。

小中学校・幼稚園・保育所等の対策

児童・生徒・園児の安全確保

在校時に災害が発生した場合、小中学校等は、児童・生徒・園児の安全確保を最優先に行います。交通機関の停止等で保護者が帰宅困難となり、保護者への引き渡しができない場合は、小中学校等で保護します。

また、各施設は、メールや Twitter、ホームページの一つ、又は複数の手段で児童・生徒・園児や施設等の状況について連絡しますので、詳細は各施設に確認して下さい。



児童・生徒等の心のケア対策

児童・生徒等の心のケア対策として、必要に応じ以下の措置をとります。

- ・精神的に不安定な状態にある児童・生徒等の心の健康について相談に応ずる係を教育委員会内並びに学校に設けます。
- ・被災した児童・生徒等(教職員も含む。)の心理的ストレス等に対し、学校カウンセラーや精神科医等、専門家の協力を得て、学校等を巡回相談する体制を整えます。
- ・児童・生徒や教職員自身に対する心のケア対策についての研修を実施します。

生活関連施設等の復旧

都市生活の基盤であるライフライン施設や交通施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、住民の生活や社会活動にきわめて大きな影響を与えます。そのため、市及び防災関係機関は相互に連携して、速やかな応急復旧や二次災害の防止に努めます。応急復旧の状況は、随時広報を行います。

また、災害の規模によっては、流山市だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともあります。こうした場合に備えて各事業者は、相互に連携を図りつつ、県内及び県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し、円滑な対策の実施を図ります。

流山市地域防災計画 概要版 令和6年3月発行

流山市 市民生活部 防災危機管理課

〒270-0192 千葉県流山市平和台 1-1-1

電話 04-7158-1111 (代表)

市ホームページ [トップページ](#) > [くらしの情報](#) > 防災

URL <https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1003604/index.html>

QRコード→

